

農業災害資金利子補給補助金
及び損失補償補助金交付要綱

昭和53年 7月27日
平成 4年 4月 1日一部改正
平成13年 4月 1日一部改正
平成14年 4月 1日一部改正
平成20年10月 1日一部改正
令和 3年 3月23日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和53年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、市町村に対し、毎年度予算の範囲内において利子補給補助金及び損失補償補助金を交付する。

2 前項の利子補給補助金及び損失補償補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び条例施行規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率及び補助額)

第2条 前条の規定により交付する補助金の額は、利子補給補助金については毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下期」という。）ごとに、その期間内における融資平均残高（延滞額を除く）に年3パーセントの割合を乗じて計算した額の2分の1に相当する額の範囲内、又損失補償補助金については、市町村が損失補償に要した額の2分の1に相当する額、ただし市町村の損失補償に要した額が当該損失補償の対象となった貸付金の総額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該損失補償の対象となった貸付金の総額の4分の1以内とする。

(交付申請書の様式等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村が規則第4条の規定により提出する書類の様式等は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	経由機関
農業災害資金利子補給補助金	農業災害資金利子補給補助金交付申請書	様式第1号	2部	上期の補助金については7月末日 下期の補助金については1月末日	所轄農林振興センター
農業災害資金損失補償補助金	農業災害資金損失補償補助金交付申請書	様式第2号	2部	1月20日	//

- 2 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は記載することを要しない。
 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項は記載を要しない。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号及び第4号のとおりとする。

(請求書の様式等)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	経由機関
農業災害資金利子補給補助金	農業災害資金利子補給補助金請求書	様式第5号	2部	交付決定後2週間以内	所轄農林振興センター
農業災害資金損失補償補助金	農業災害資金損失補償補助金請求書	様式第6号	2部	//	//

(状況報告)

第6条 市町村長は知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	経由機関
農業災害資金利子補給補助金	農業災害資金利子補給補助金実績報告書	様式第7号	2部	上期の補助金については事業完了後1か月以内 下期の補助金については3月末日	所轄農林振興センター
農業災害資金損失補償補助金	農業災害資金損失補償補助金実績報告書	様式第8号	2部	//	//

(確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の確定の通知書の様式は、様式第9号及び第10号のとおりとする。

(書類の整備等)

第9条 市町村長は、利子補給金及び損失補償金の交付に係る農業災害資金の貸付状況等を明らかにした書類を備え、かつ利子補給金及び損失補償金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書類及び証拠書類は、当該利子補給金及び損失補償金を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に指定された特別災害に係る補助金の交付について適用し、同日前に指定された特別災害に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。